


所管部課		会計課	部長	並木俊則		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条 例 規 則					
	部 課 機 関	福祉推進課、臨時福祉給付金等担当、みのり福祉園				
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>①東大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び東大和市臨時福祉給付金の申請者が、窓口現金受領を希望した場合に支給を可能とするため。</p> <p>②みのり福祉園の閉園に伴い文言整理を行うため。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①附則第4項において規定されている、資金前渡の特例を改正する。</p> <p>②別表みのり福祉園の項を削り、出納員を設置する課、担当事務等を整理する。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>①給付金の現金受領を希望する申請者への支給が可能となる。</p> <p>②市の組織に即して会計事務規則の整合性を保つことができる。</p>						
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課にて事前審査済み</p>						
<p>3 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。